

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則</p> <p>平成 17 年 11 月 21 日</p> <p>17 経教 細則第 13 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学術・研究担当副学長</p> <p>二 <u>教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2 人</u></p> <p>三 <u>共生科学技術研究院長</u></p> <p>四 <u>共生科学技術研究院の教員 2 人</u></p> <p>五 遺伝子組換え生物安全管理規程第 5 条に定める安全主任者 3 人</p> <p>六 保健管理センターの医師 1 人</p> <p>七 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>八 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 省略</p> <p>第 4 条～第 11 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略 (現行どおり)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学術・研究担当副学長</p> <p>二 <u>農学研究院副院長及び工学研究院副院長</u></p> <p>三 <u>農学研究院及び工学研究院の教員 各 1 人</u></p> <p>四 遺伝子組換え生物安全管理規程第 5 条に定める安全主任者 3 人</p> <p>五 保健管理センターの医師 1 人</p> <p>六 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>七 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 省略 (現行どおり)</p> <p>第 4 条～第 11 条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p> <p>別表 省略 (現行どおり)</p>	

附 則 (22 細則第 2 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。